

■発行／桜井しげる後援会

■住所／315-0013 茨城県石岡市府中3-11-28

■電話／自宅：0299-22-3881

■FAX：0299-22-3881

■携帯：080-3150-8451

■E-Mail sakurai@sakurai.click

■WEB <https://sakurai.click/index.html>■Facebook <https://www.facebook.com/shige.sakurai.3>

輝く未来を子どもたちへ

石岡市議会議員

桜井 茂

SAKURA I

SHIGERU

市有地で開催された音楽フェスに対する市の対応について『市有公共用地貸借に関する調査特別委員会』＝百条調査特別委員会（山本進委員長、桜井茂副委員長）の調査が大詰めを迎えています。法令解釈を逸脱し、適切な事務処理を怠り、情報の共有化をしなかった事で不手際は複数の部に及び、指摘すべき事項の焦点が絞り切れないほどです。ここにきて地方自治法の総計予算主義に違反する屋外照明修理工事が発覚しました。財務部と市長も決裁で許可を与えている事から、組織機能が末期症状とも言えます。加えて、忖度なのか強弁なのか、はたまた能力不足なのか、間違った行為であることを認めない職員も多く、先が思いやられます。

証人尋問の内容は、石岡市議会ホームページの委員会会議録に掲載されていますので是非ご確認ください。

P D C A（P計画・D実行・C評価・A改善）に基づき政策を進めるはずが、CとAが機能せず、評価＝反省が無いので改善も見込めません。「反省無くして進歩無し」松下幸之助氏の言葉を伝えても、響かない現状をどのように改善していけばいいのか模索しています。



一 3月定例会 開会日の紛糾

(1) 「市長辞職勧告決議」を再び可決

12月定例会での市長辞職勧告決議可決。その後、市長が市議会を批判する言動を新聞が報道。偽造紙幣行使による市消防課長逮捕の管理責任を市長が取っていない点、さらに、緊急質問に対する反問権を市長が乱用したこと等が積み重なり、3月定例会開会日は、開会直後に動議として山本議員が「市長辞職勧告決議案」を提出し2度目の可決。続いて、池田議員が市長の反問権を取り上げる「議会基本条例の一部を改正する条例案」を提出し、可決されました。

続いて、市長の施政方針演説中に過半数の議員が、市長を信頼できないとして退席。定足数を欠き、議会は中断になりました。



(2) SNSに議会批判を投稿

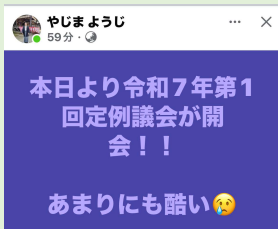
市長と各会派代表者との話し合いを前提に、議会再開に向け各会派を説得していた所、青天の霹靂ともいうべき情報が入り、外部から飛び込みました。

議会中断中に市長が、以下の議会批判をフェイスブックに投稿していたというものです。

各会派代表者との話し合いは、市長の軽率な行為を糾す場に変わり、市長は「自分の気持ちを吐露した」「軽はずみだった」と回答。

議員からは、軽率な行為の謝罪表明と新年度予算審査を控える議会との関係性を重く受け止めてほしい旨の意見が出され、話し合いを終了。

その後、議会再開後に市長が謝罪表明すると議事日程を全て消化できました。



二、3月定例会における一般質問

(1) キャッシュレスシステムの活用について

① デジタル商品券発行実証事業の概要を伺う

令和4年、マイナンバーカードの普及促進を目的に、デジタル商品券発行実証事業が実施され、プレミアム40%が反響を呼びました。この概要を伺います。



部長 マイナンバーカード普及率46%を60%にする目標で実施。申請率は87%になり、商品券額面総額は7千5百万円超。

② 実証事業の効果と反省点について伺う

全国的に先駆けたシステムと聞いていた。実証事業として実行され、その効果と反省点を伺います。

部長 販売総額は5千4百万円で想定50%程度。携帯へのマイナンバーカード認証等の手続きの複雑さが影響した。生活密着の小売業での消費が92%となっている。

③ キャッシュレスシステムの活用を伺う

効果が大きかった事が数字から読み取れる。当時「無駄にしないシステム」と説明を受けた。再利用する動きが無く、新たな事業展開を検討しているか伺います。

部長 キャッシュレスシステムは利用できるが、新たな活用は検討に至っていない。関係部局と連携して進めたい。

副市長 効果が出たと受け止めている。デジタルデバイスが窓口設置等で解消でき、是非進めていけるよう指導したい。

市長 大きな可能性があるものと考えている。議員ご指摘の取組みですが、デジタル商品券だけではなく、外の利活用の手法も含め検討するよう指示する。

(2) 市職員の早期退職抑止策について

① 職員の早期退職状況について伺う

近年、市職員を早期退職する若い職員が増えていきます。貴重な人的資産が失われていく事は黙認できません。職員の早期退職状況を伺います。

部長 中堅職員の離職が続いている。過去10年比較では、令和5年度にかけては4倍に増加している。

② 退職理由の把握と分析について伺う

退職理由の把握はどのような手法でされているのか。又その理由の分類の仕方についてお尋ねします。

部長 所属、そして総務部で理由を確認する。退職理由は、公務員への転職、民間への転職、家庭の事情、メンタル不調、懲戒・死亡・不調等の5つに分類分析している。

退職理由は複合的と思われる。近隣市の給与水準、年功序列の弊害、サポート不足、希望職に配属されない、ハラスメントの放置等が指摘される。

③ 魅力ある職場環境づくりについて伺う

部長 離職に歯止めがかからない現状を受止めた上で、DXによる業務の効率化、時間外勤務ルールの厳格化、ワークライフバランスの向上。さらにハラスメント対策の強化など職場環境の充実を進めていく。

市長 魅力ある職場は、私が掲げている風通しの良い職場を実現するため重要。市長就任以来、着実に改善に取り組んできた。理想の環境に近づくよう様々な施策を模索したい。

市長の決意表明を伺った。DXは計画通り進んでいない。給与の見直しも全ての職員が恩恵を受けていない。全体を見て計画的に進めていただきたい。

(3) 総計予算主義の原則について

地方自治法には「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定されています。

① 会計処理の適法性について伺う

民間事業者の音楽フェス開催に際して、広報いしおかへのパンフレット折込みがされた際、市の会計を通さず業者間で経費のやり取りをした行為は地方自治法の総計予算主義に反している。この内容を伺う。

部長 関係団体の折込依頼が多くなり予算内でできなくなった。そのため、費用は直接関係団体がシルバー人材センターに支払いを行っている。そうした対応が、いつから始まったのかは不明。

② 総計予算主義が求める行為について伺う

地方自治法の総計予算主義は何を求めているのか。また問題をどのように捉えているのか財務部長に伺う。

部長 予算を通じて収入・支出の実態が容易に把握でき、その全容を明らかにできる方法。影響や問題点を明確にお答えできないが、今後適切な対応を図る必要がある。

③ 法令遵守の徹底について伺う

総計予算主義は、地方公務員にとって基本中の基本。研修で何度も勉強している。どのような点を反省するか伺う。事案は慣例的に疑いもなく引き継がれていたと思う。同じようにやれば問題ないという後ろ向きな考え。改めて事務を見直す契機になればと思う。

市長 市政への信頼が必要であり、法令遵守は最も基本となる事で非常に重要と考える。事務手続きの検証及びコンプライアンス意識の継続的確保を徹底してまいりたい。

三、3月定例会における議案質疑

(1) 県フラワーパーク条例の改正について

入場料を最大2千4百円に値上げする条例改正議案に、市民から怒りの声をいただきました。



現在の管理体制と条例改正提案理由にある維持管理経費の高騰、値上げの根拠を伺う。

部長 指定管理者制度により、民間会社と産業文化事業団で構成する共同体へ無料で管理運営を委託。人件費ほか水道光熱費など、令和7年度で約2千2百万円の増。繁忙期や閑散期の時期により入園料を変更、令和7年度は9百円から千8百円を上限とする。常任委員会への事前説明は行っていない。

部長 他の施設に比べ割高のイメージが強い。他の競合施設との料金格差、障がい者や高齢者、市民への割引について伺う。

部長 他の入園施設の料金とも比較検討を行い改定案を提出した。障がい者等は減免している。こどもの日と敬老の日、県民の日、市民の日に割引している。

部長 市民優遇措置が年に4日は少ない。閑散期に入園者数を増やす工夫、観光協会との連携強化を実施してほしい。

私の議案質疑終了後、条例改正案は産業建設委員会に審査付託。同委員会所属の某議員から『委員会では否決するよ』と話がありましたが……。結果は、委員会では某議員と部長が掛け合い質疑後、あつという間の可決に。反対議員の間で、本会議での逆転否決を検討しましたが、委員会審査尊重、料金は適切に設定するとの答弁を尊重することになりました。

四、予算特別委員会の裏側では

令和7年度予算案は、全議員で構成する予算特別委員会を組織し、委員長には私（櫻井）が就任し、4日間にわたる審議を経て、賛成多数で可決しました。しかし舞台裏では……

(1) 望ましくない予算修正案

令和6年度に債務負担行為（複数年度支出）を可決した「包括施設管理業務委託」について、東京の会社との委託契約のため、地元企業の育成にならないとして、議長経験者であるA議員が、会社の利益分を減額修正しようと、過半数を超える議員12名の署名を確保していました。

令和7年度予算修正の動き有りととの報を受け、委員長としてA議員に、以下の理由から修正案提出を思い留まるよう要請しました。

① 債務負担行為に関する予算修正はできないとする裁判例がある。

② 全国市議会議長会の見解は「直ちに違法ではないが望ましくはない」

③ 損害賠償請求を受ける可能性が高い。

④ 職員が51か所の施設管理契約事務を3月中にできるか疑問。

⑤ 違法行為と知りつつ強行する議会に『品位』や『名誉』は有りますかと問いましたが……

(2) あっけない幕切れ

理由もわからず署名賛成した議員に対して、後に「騙された」「聞いていなかった」と言われない様に、『直ちに違法ではないが望ましくはない行為』だと伝えてほしい旨お願いし、別れて数分後、A議員から「やっぱりやめた」との返答が私に届きました。議員数名が違法性を知り態度を変更。これにより令和7年度予算案は、原案可決すべきものに決しました。

五、市民ホール整備事業

5月19日、産業建設委員会が開催され、市民ホール施設整備計画（案）が報告されました。基本理念は、新たな活力で輝く未来

「文化」「ひと」「地域」の交流拠点です。

施設計画と機能構成は、概ね八百席の可動式座席を有するメインホールと二百席の椅子配置のサブホールからなり、幅広い用途に応じて柔軟な活用を想定しています。他の機能として、市民ギャラリー、アトリエ・工作室、音楽スタジオ、和室、デジタルスペース、キッズスペース、カフェ等を想定しています。

建設候補地はイベント広場。管理運営は指定管理者制度。概算事業費は約78億円。開館予定は令和12年度を目指しています。

六、市長と各会派の意見交換会

谷島市長は、議会軽視、議員の意見を聞かない等の指摘が多数出ていることを受けて、年明け早々に各議員宅訪問を行ったようです。

更に4月に入り、市長から各会派に対して意見交換会の申し入れがあり、私の所属する石翔会は、5月2日に意見交換会を実施しました。

会派議員からは、複合文化施設整備事業の杜撰な進行。公共施設等総合管理計画無視の市民ホール単独整備。上曽トンネルアクセス道路の整備遅延。駅周辺整備事業の計画性の無さ。お祭り時のイベント広場駐車場有料化。副市長をどうするのかについて意見が出されました。

市長からは、ゆりの里の売却、学校の洋式トイレ化、駅自転車置き場有料化、スケートボード場有料化、八郷地区小学校の統合、学校プール整備の方向性等について話がありました。

意見交換を終えて市長とは、今後も意見交換を密にすることで一致しました。

七、百条調査特別委員会

(1) 法令無視、関係書類未作成が次々に

令和5年はイベント広場、令和6年は八郷総合運動公園で開催された2件の音楽フェスは、株式会社が主催する営利事業のため、市の後援名義要綱及び八郷運動公園条例では許可できない事案でした。さらに使用料の免除も行っていることから、市の行政事務が適正に行われたのかを調査するため、関係書類の提出を求めました。提出された書類を確認すると、法令無視、書類の未作成、日付や記載内容の間違い、申請書や許可書が無い案件まで、不適切な事務が数多く表面化することになりました。

問題点	公文書記載の具体的な内容
後援名義の承認要綱を逸脱	営利目的は不許可だが、人が沢山石岡市に来る、 ①知名度が上がる事を公共的と判断し許可。 ⑤市長決裁に総務課は「許可は疑問」と指摘。
図書館の業務報告書で問題を指摘	⑥営利事業のため使用を許可しない案件、市長の後援名義が許可されたため使用を許可した。との記載。 イベント広場周辺住民からの騒音苦情多数と指摘。 ⑦教育部長で決裁を止め、情報共有していない。
公共施設を使用者が修繕。	運動公園屋外照明を使用者が費用の負担を行い、修繕工事を実施。(地方自治法の総計予算主義違反) 後に修繕工事を市に寄附する手続きを市長が決裁。
施設使用許可書未作成	⑧運動公園使用の申し出は半年前だが、使用申請書提出はフェス開催2週間前。教育委員会は使用許可書を未作成。
免除申請書未提出	使用者からの施設使用料減免申請書の提出無し。 ⑨使用料全額免除額35万円は積算ミス多数あり。

(2) 証人尋問(担当課長級職員)

営利目的には許可を出さない石岡市後援名義を何故許可したのか、証人尋問での証言は、
①不特定多数の方が参加、石岡を全国に知ってもらえ、公共性・公益性があると判断した。
②株式会社や法人は判断材料になっていない。
この証言は、公共的団体等とは何かを示した行政実例『農協や商工会議所、青年団・婦人会・文化団体等の③公共的な活動を行うものはすべてここ含まれ、④これらは法人たると否とを問わない。』を参考にしたものです。
①の理由で営利事業を公共的な事業に拡大解釈。これを理由に、行政実例にある③のすべてここに含まれ、強引に株式会社を含んでしまい、④の法人は株式会社に読み替え、②の判断材料になっていないにしています。上記表中にある⑤と⑥の指摘を無視し、株式会社を公共的団体とする論理の飛躍には驚かされます。

(3) 証人尋問(市長・教育長・部長等)

5月13日、市長等の証人尋問では「許可は適法」を異口同音に証言しますが、部長の⑦「教育長に口頭報告で決裁」、⑧の「使用申請書の提出報告を受けていない」等々から、人と組織が機能していなかった実態が浮き彫りに。
それでも教育長は潔く「ミスは全て自分の責任」と明言。市長は「教育委員会の責任」と発言し、議員と傍聴者の驚きの声に押されるように「自分の責任」と答弁を修正しました。
私は、⑨使用料は35万ではなく、実際は1億1千万円超になる事。事務処理の不手際は直せても、①②のように法の解釈・理解を間違っているのは、ミスを繰り返す事を指摘しました。
市長の証人尋問を終え、全体像が見えてきた事から、6月19日の議会最終日の調査報告書提出を目指して取りまとめに入ります。

八、議会日程

(1) 第2回定例会

令和7年第2回定例会は5月27日告示、6月3日開会、6月19日閉会となります。
黄色枠の会議はインターネットによる生中継及び録画放映がされますのでご利用ください。
会議は全て午前10時開会となっています。

(2) 正副議長選挙及び常任委員会委員の改選

正副議長任期は地方自治法では4年となっていますが、石岡市議会では任期2年を例としています。今期定例会最終日、議案の採決を終えたタイミングで、議長は副議長に辞職願を提出し選挙となります。続いて副議長も同様に議長に辞職願を提出し、副議長選挙を行う予定です。石岡市議会では立候補制を採用しており、立候補を希望する議員は議会休憩中に所信表明を行い支持を求めます。

正副議長選後、常任委員会委員の改選も行われます。各議員は、所属希望の常任委員会名を事前に議会事務局に提出しており、定数を越えて希望者がいる場合は抽選で決定します。

月 日	曜日	会 議
6月 3日	火	開会、議案上程
4日～8日：休会		
6月 9日	月	一般質問
10日	火	一般質問
11日	水	一般質問
12日	木	議案質疑
13日	金	文教厚生委員会
14日～15日：休会		
16日	月	総務企画委員会
17日	火	産業建設委員会
18日	水	議会運営委員会
19日	木	委員長報告、採決、閉会